

熊本市障がい者プランに関する 施策の実施状況について

平成26年2月21日

熊本市障がい者プラン体系図

第1編 総論

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念 ～自立と共生の地域づくり～

障がい者の「完全参加と平等」の実現を目指した、誰もが自分の能力を活かして平等に社会に参加できる環境づくり

2 基本的な視点

- ・社会のバリアフリー化の推進
- ・自立力の向上と利用者本位の支援
- ・障がいの特性を踏まえた施策の展開

3 第6次総合計画との整合性

4 計画期間

5 推進体制

6 進捗管理

第2章 障がい者を取り巻く環境の変化

- 1 障がい者の人権
- 2 障害者自立支援法の施行
- 3 その他の法制度の改正
- 4 利用者本位の施策に求められる課題

第3章 障がい者の動向

- 1 3障がい手帳の所持者数
- 2 身体障害者手帳
- 3 療育手帳
- 4 精神障害者保健福祉手帳

第4章 重点施策、第5章 施策体系

1 相互理解の促進市民参加の活動 【啓発・広報・ボランティア】

- (1) 偏見や差別を取り除き相互理解を深める
- (2) 学校教育や職場での啓発

5 生涯にわたる教育等の支援体制 【教育・育成】

- (1) 特別支援教育の推進
- (2) 教育関係者への理解啓発の推進
- (3) 生涯学習の振興

2 生活の場を拠点とする利用者 本位の支援 【生活支援】

- (1) 施設等入所から地域生活への移行支援
- (2) 相談・支援体制の充実
- (3) 地域療育体制の整備
- (4) 障がい者の権利擁護
- (5) 在宅福祉サービスの充実
- (6) 精神障がい者の社会復帰・社会参加支援
- (7) 福祉に携わる人材の養成

6 自立と社会参加への条件整備 【雇用・就労・活動】

- (1) 雇用の場の確保
- (2) 一般就労への移行と定着・継続への支援
- (3) 福祉的就労への支援
- (4) 障がい者の能力や特性に応じた雇用の促進
- (5) 就労に関する相談・支援の充実
- (6) 移動手段への支援

3 保健と医療サービスの適切な提供 【保健・医療】

- (1) 保健活動の推進
- (2) 医療・リハビリテーション体制の整備

7 情報提供の充実 【情報・コミュニケーション】

- (1) 情報バリアフリーの推進

4 すべての人にやさしく安全なまちづくり 【生活環境】

- (1) 住環境の整備
- (2) ユニバーサルデザインの推進
- (3) 緊急時における障がい者への支援体制の整備

※太字が重点施策

第2編 分野別施策

※各施策の具体的取組みを示すもの

第3編 数値目標

※熊本市障がい福祉計画(第2期)の見込量を抜粋

附属資料

第2編 分野別施策における主な取組（H21-25）

第1章 相互理解の促進と市民参加の活動【啓発・広報・ボランティア】

1 偏見や差別を取り除き相互理解を深める

障がい者の社会参加を妨げる差別や偏見をなくし、すべての市民が互いに尊重しあい、共に生活する社会を目指して、障がいや障がい者についての正しい知識と理解の普及・啓発活動を推進する。

主な実績 (H21-25)	課題等	今後の方向性 (H26-30)
市政だよりやテレビ、ラジオ、ホームページ等を活用し、障がいに関するさまざまな情報を発信した。 ・熊本県が策定した「障がいのある人もない人もともに生きる条例」制定時の周知 ・「障がい者サポーター制度」を特集記事として掲載 など	情報を必要とする人に、必要な情報が必ず届いているとは限らない。	発信する情報の内容によって適切な手段を選択しながら、引き続きタイムリーな啓発広報活動に努める。
平成25年度に「障がい者サポーター制度」を発足し、研修会やサポーターへの情報提供などを通じた、障がいへの理解を深めるための啓発活動を開始した。 【サポーター登録者数実績】 H26.2.21時点の登録者 約400人 ※市職員を含む	地域社会全体で障がいについて理解を深めていくため、サポーターを増やす取組みが必要。	サポーター制度を通じて、様々な人、団体を巻き込みながら継続的に理解促進と啓発活動に取組む。

2 学校教育や職場研修での啓発

教育の現場や様々な職場の中で、障がい者に対する正しい理解と意識の向上を図る。

主な実績 (H21-25)	課題等	今後の方向性 (H26-30)
特別支援学校や特別支援学級の児童生徒と、通常学級の児童生徒の交流及び共同学習を推進し、子どもたちに障がい者に対する正しい理解と意識の向上を図った。	児童生徒の発達段階に応じ適切に実施する必要がある。	引き続き、適切な交流及び共同学習を推進する。

3 ボランティア活動の促進

市民のやさしい心の涵養を育み、家庭や地域社会においてボランティア活動が促進されるよう、ボランティアの育成や活動支援の充実を図る。

主な実績 (H21-25)	課題等	今後の方向性 (H26-30)
市民活動支援センターあいぽーとにて、 ①障がい福祉に関するボランティア募集情報の収集、提供を行った。 ②障がいのある方及び障がいのある方を支援する団体の相談や必要に応じた支援を行った。 ③ボランティアの知識を深めるため、研修やセミナーを行った。 ※市民活動支援センターあいぽーと 市民による公益活動を推進する拠点施設(対象は福祉分野に限らない)	特になし	①引き続き、情報を収集し、効果的な情報の提供に努める。 ②障がいのある方が組織した団体の活動が継続できるように、相談・支援を行う。 ③ニーズにあった研修やセミナーを開催する。
H25年度に「障がい者サポーター制度」を発足し、サポーターの役割の1つとして、障がい福祉に関するイベントなどでのボランティア活動も示した。	年数回の研修のみでは参加できる人が限られ、広がりが期待できない。	今後は、年数回の研修に加え、出前講座により、障がい者サポーター制度の普及に努め、多くのサポーターがボランティア活動にも携わるように促していく。

第2章 生活の場を拠点とする利用者本位の支援【生活支援】

1 施設入所から地域生活への移行支援

施設等入所から地域生活への移行を支援する。また、専門的なスタッフを配置した施設は様々なケースに有効に対応し得る場であるため、地域に開かれた交流スペースとして有効活用を図る。

主な実績 (H21-25)	課題等	今後の方向性 (H26-30)
<p>在宅で生活する障がい者が快適な生活ができるように、住宅を改造する場合に必要な費用の一部を助成した。(所得制限あり)</p> <p>【助成実績】 H21年度 11件 → H24年度 4件</p>	特になし	引き続き、必要な費用については助成を実施する。
<p>グループホーム・ケアホームの利用を促進してきたことにより、利用者は増加し、地域移行を図ることができた。</p> <p>【実利用者人数(人/月)】 H21年度 265人 → H24年度 515人</p>	今後、障がい者のさらなる地域移行を進めていく必要がある。	平成24年度に法改正により開始された地域相談支援(地域移行支援等)の活用を図るなどして、施設等入所者等の地域移行を進めていく。
<p>H23年度までは、熊本県の委託を受け「精神障がい者地域移行支援特別対策事業」を実施。 H24年度からは実施主体として、高齢入院患者地域支援事業、ピアサポート活用事業、地域体制整備コーディネート設置、普及啓発研修等を行った。</p>	<p>地域移行支援事業による普及啓発等を行ってきたが、地域相談支援の利用促進には繋がっていない状況。 本市事業のみならず、各病院における取組みが重要。</p>	引き続き高齢入院患者地域支援事業、ピアサポート活用事業、普及啓発研修等を行うとともに、各病院へも協力を依頼し、地域移行への支援を進めていく。

2 相談・支援体制の充実

○障がい者が安心した地域生活を送るために、身近なところで相談や支援が受けられるよう、窓口機能の充実と連携の強化を図る。

○福祉サービスの選択と決定に適切な助言や支援を行うため、「障がい者ケアマネジメント事業」の実施や「相談支援事業」を促進する。

主な実績 (H21-25)	課題等	今後の方向性 (H26-30)
<p>熊本市内の相談支援事業所に補助を行い、障がい者及び障がい児、保護者等からの福祉に関する各種相談に応じ、情報の提供や助言、福祉サービス利用援助等の必要な支援を実施した。</p> <p>【相談支援事業所数】 H21 12箇所 → H24 15箇所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・現行、補助事業である(公募でない)ため、公平性の観点から適当でない。 ・区によって偏在が見られ、事業所配置が適正でない。 ・3障がいへの対応が不十分。 ・計画相談支援が基本相談を圧迫している。等 	<ul style="list-style-type: none"> ・H27年度から委託により事業の実施を行う。 ・相談支援事業の重点化を行う。 ・相談支援機能の強化(基幹相談支援センターの設置)を検討する。
<p>相談支援事業所及び障がい者支援団体などを構成員とした「障がい者自立支援協議会」を設置し、本会議を年4回、部会(5部会)をそれぞれ月1回を目処に開催し、関係機関の連携の強化と、相談支援事業の充実に向けて協議を行った。</p>	<p>本会議と部会の役割を整理したものの、まだ部会の機能向上の余地がある。</p>	<p>今後も継続して会議を開催するとともに、全体会議で取り上げられる議題には限りがあるため、今後は各部会の取組等を充実させていく。</p>

<p>在宅の障がい児が身近な地域で療育指導や生活相談等が受けられるよう、障がい児(者)及び保護者への家庭訪問、外来による療育相談指導、保育園等の職員に対する相談指導を実施した。</p> <p>【H24年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅支援訪問療育等指導 54件 ・在宅支援外来療育等指導 3,330件 ・施設支援一般指導 95件 	<p>障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援)が始まったので、役割の明確化が必要。</p>	<p>事業の役割を明確化するとともに相談等により障がいのある児童が適切なサービスを受けられるよう支援していく。</p>
--	--	---

3 地域療育体制の整備

- 発達障がい児に対する早期発見・早期療育等の支援の充実を図る。
- 「子ども発達支援センター」を中心に、就学前から学童期、卒業後の進路指導など、一貫した療育体制の確立に努める。
- 子どもの障がいの早期発見・早期療育に努め、自立した生活を目指した支援を行う。

主な実績 (H21-25)	課題等	今後の方向性 (H26-30)
<p>子ども発達支援センターにて、障がい児に対し、医師等の専門スタッフによる相談、評価及び診断、初期療育活動などの支援を行った。</p> <p>【相談・支援件数実績】</p> <p>H21年度 6,253人 → H24年度 6,898人</p>	<p>相談件数は年々増加しており、今後も増え続けるニーズに適切に対応できる支援体制を構築する必要がある。</p>	<p>相談者のニーズを適切に把握し、支援内容を改善していく。</p>
<p>重症心身障がい児(者)の支援にあたっては、「児童デイサービス」や「重症心身障がい児(者)通園事業」を実施してきたが、平成24年の法改正に伴い「障害児通所支援」に移行した。移行者や新規利用者に対し制度説明を行いながら、支給決定を行った。</p>	<p>平成24年の法改正により、他制度への影響等を検証していく必要がある。医療依存度が高い障がい児を受け入れる施設が少ない。</p>	<p>法改正に伴い、障害福祉サービス・障害児通所支援のみならず、障害児等療育支援事業など多制度への影響などを考慮する必要がある。また、医療依存度が高い障がい児の受け入れ先として、障害児通所支援以外の制度も含めた検討を行う必要がある。</p>

4 障がい者の権利擁護

- 障がい者が安心した日常生活を送れるよう、一人ひとりの人権を尊重し、問題解決に向けた支援体制の整備に努める。
- 障害者権利条約を踏まえ、障がい者への合理的配慮の重要性について周知に努める。

主な実績 (H21-25)	課題等	今後の方向性 (H26-30)
<p>成年後見制度を必要とする知的及び精神障がい者に対し、制度利用の支援と申立に要する経費及び後見人の報酬(全部または一部)を助成することにより、障がい者の権利擁護と成年後見制度の利用促進を図った。</p> <p>【利用者実績】</p> <p>H21年度 1人 → H24年度 18人</p>	<p>特になし</p>	<p>引き続き、制度の普及のため周知を図り、必要な助成を行う。</p>
<p>H24年10月に「熊本市障がい者虐待防止センター」を設置し、市民からの通報への対応を行うとともに、障がい者虐待の防止、早期発見に取り組んでいる。また、「熊本市障がい者虐待防止連絡会議」を設置し、関係者への周知や情報共有等を進めている。</p> <p>【通報件数】</p> <p>H24年度 26件(うち5件を虐待と認定)</p>	<p>特になし</p>	<p>センターへの通報については、引き続き、迅速に適切な対応を行っていく。連絡会議については、定期的な開催により、さらなる情報共有等を図っていく。</p>

5 在宅福祉サービスの充実

○熊本市障がい福祉計画に基づき、障害福祉サービスや地域生活支援事業の推進を図る。

○障害者総合支援法に基づく福祉サービス以外にも、地域の実情に応じて必要なサービスを実施する。

主な実績 (H21-25)	課題等	今後の方向性 (H26-30)
<p>訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護等)の利用者は年々増加しており、ライフスタイルに応じた支給決定を行った。</p> <p>【実利用者数(人/月)】 H21年度 599人 → H24年度 755人 ※同行援護はH23年10月開始のため除く</p> <p>○同行援護実利用者数(人/月) H23年度 104人 → H24年度 107人</p>	<p>障害福祉サービスのさらなる周知を行うとともに、相談支援事業所と連携しながら、ライフスタイルに応じた支給決定を行っていく必要がある。</p>	<p>説明会やホームページ等での障害福祉サービスの周知や、相談支援事業所と連携しながら、支給決定を行っていく。</p>
<p>日中活動系サービス(療養介護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等)や、短期入所の利用者は年々増加しており、自立に向けた支給決定サービスの拡充を行った。また、法改正に伴う新体系移行者に対し、制度説明を行いながら、利用に支障のないよう支給決定を行う実施するとともに、新規利用者についても、制度改正の説明を行い支給決定を行った。</p> <p>【実利用者数(人/月)】 H21年度 1,421人 → H24年度 3,261人 ※増加要因の1つとして、法改正に伴う新体系移行者がいることがある</p> <p>※増加要因の1つとして、法改正に伴う新体系移行者がいることがある。 ※H21年度には児童デイサービス利用者含む(H24年4月児童デイサービスは廃止。児童福祉法による児童通所支援へ移行)</p>	<p>障害福祉サービスのさらなる周知を行うとともに、相談支援事業所と連携しながら、ライフスタイルに応じた支給決定を行っていく必要がある。</p>	<p>説明会やホームページ等での障害福祉サービスの周知や、相談支援事業所と連携しながら、支給決定を行っていく。</p>

6 精神障がい者の社会復帰・社会参加支援

精神障がい者の社会復帰・社会参加を促進するため、精神障がいについての正しい理解の啓発を行うとともに、サービス事業者等との連携のもと、精神障がい者に対する福祉サービスの充実を図る。

主な実績 (H21-25)	課題等	今後の方向性 (H26-30)
精神保健福祉普及運動や自殺予防週間等の機会を通し、パネル展示やパンフレット配布を行い、啓発に努めた。	疾病に対する理解が一般の方には難しく、偏見や差別の解消には継続した啓発が必要。	引き続き、イベントや研修会等の機会を通して啓発に努めていく。
障害福祉サービスの周知を行うとともに、障害福祉サービス事業所指定の際に障害種別にかかわらず利用者を受け入れることを基本とすることを説明し、精神障がい者の支援可能な事業所増設を行った。	障害福祉サービスのさらなる周知を行うとともに、相談支援事業所と連携しながらライフスタイルに応じた支給決定を行っていく必要がある。 また、平成24年度に法改正により開始された地域相談支援事業(地域移行支援等)の活用を図るなどして、施設等入所者等の地域移行を進めていく必要がある。	説明会やホームページ、病院等への障害福祉サービスの周知や、相談支援事業所と連携しながら、支給決定を行っていく。

7 福祉に携わる人材の養成

障がい者の地域生活と社会参加を促進するため、在宅生活や社会活動を支援する人材の養成と確保を行うとともに、行政や社会福祉施設等の職員の資質の向上を図る。

主な実績 (H21-25)	課題等	今後の方向性 (H26-30)
障がい者の在宅生活を支援するため、移動支援従事者養成研修や難病患者等に対する従事者養成研修を行い、ヘルパーの養成に努めた。	H25年度より難病患者等が障害福祉サービスの対象者となったため、難病に対する知識をもったヘルパーの養成が求められる。	移動支援において、視覚障がい者の特性に対応できる目的として、移動支援従事者養成研修を実施していた。H23年10月に障害福祉サービスに同行援護が創設されたことに伴い、ガイドヘルプサービスにおいて視覚障がい者は移動支援から動向援護へ移行された。それに伴い、県において視覚障がい者の特性に対応する研修として同行援護従事者養成研修が創設されたため、本市研修は終了することとなった。難病患者等に対する従事者養成研修を今後も続けていく。
聴覚障がい者のコミュニケーションや社会参加を支援するため、「手話通訳奉仕員」、「要約筆記奉仕員」の養成を行ってきた。 H25年度に障害者総合支援法が施行されたことに伴い、より専門性の高い意思疎通支援者の養成が求められたため、「要約筆記奉仕員」の養成を廃止し、加えて「手話通訳者」、「要約筆記者」、「盲ろう者通訳・介助員」の養成を行うこととした。 加えて、「朗読(音訳)奉仕員養成事業」も実施している。 【手話通訳奉仕員修了者】 H21年度 20人 → H24年度 27人	障害者総合支援法施行に伴い、より専門性の高い意思疎通支援者の養成が必要となったが、養成を行う指導者が不足している。	国が実施する指導者養成研修事業へ派遣し、指導者を養成する。

第3章 保健と医療サービスの適切な提供 【保健・医療】

1 保健活動の推進

生活習慣病等の疾病による障がいの防止に取組むため、疾病や障がいの早期発見に努める。

主な実績 (H21-25)	課題等	今後の方向性 (H26-30)
乳幼児期から高齢期まで、各ライフステージにあわせた健康教室や健康相談、健康診査の実施や、疾病の予防についての啓発や指導を行った。 【乳幼児健診受診率(H24年度)】 ・3か月児健診 97.7% ・7か月児健診 93.4% ・1歳6か月児健診 96.7% ・3歳児健診 93.7%	健診受診率の向上	引き続き、疾病の予防についての啓発や指導、健康相談、健康教室を実施していく。
H21年度から慢性腎臓病(CKD)対策を開始し、啓発や早期発見、重症化防止までの総合的な対策を実施した。 【新規人工透析者数】 H23年度 273人 → H24年度 266人	糖尿病を含めた生活習慣病の予防や、さらなるCKD対策の推進が必要。	引き続き、CKD対策を推進する。

2 医療・リハビリテーション体制の整備

ライフステージに応じた一貫した医療やリハビリテーションが、地域においても継続して受けられる体制を整備する。

主な実績 (H21-25)	課題等	今後の方向性 (H26-30)
障がいの原因となりうる疾病の治療等への経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行った。 ○育成医療 障がい児または将来障がいを残すと認められる疾患がある児童に対し、自立支援医療(育成医療)の給付を行う。 【給付実績】 H21年度 287人 (995件) ↓ H24年度 376人 (1,341件) ○重度心身障害者(児)医療費助成 重度障害者(児)の医療費の一部負担金を助成するもの。 【受給者数】 H21年度 12,311人(うち児695人) ↓ H24年度 14,311人(うち児727人)	特になし	今後も、治療が必要な児童、重度障害者(児)に対して、適切な医療の給付、一部負担金の助成を行う。
平成24年10月より「統合失調症の認知機能リハビリテーション」を取り入れた就労準備デイ・ケアを開始し、先駆的取組みをモデル的に行った。 【H24年度(10月～3月)実績】 開催回数 48回 延参加者数 368名 【H25年度実績】 (4月～10月) 開催回数 48回 延参加者数 393名 (10月～3月) 開催回数 46回(予定)	地域の精神科医療機関への普及	引き続き関係機関と連携を取りながら「統合失調症の認知機能リハビリテーション」の実施と普及に取り組んでいく。

<p>難病患者への支援や、療養上の不安解消等を図るため、下記の取組みを実施。</p> <p>【者対象】</p> <p>①政令市移行に伴い、特定疾患申請の受付体制を拡充した。</p> <p>②難病医療講演会相談会の開催。訪問相談の実施。</p> <p>【児対象】</p> <p>③小児慢性特定疾患治療研究事業により、患者家族に対して医療費の補助を実施。</p> <p>④長期療養中の子どもと暮らす家族の集いの実施。</p>	<p>①各種支援制度の啓発・情報発信が不十分</p> <p>②在宅ケアサービス支援状況を把握する体制が整備されていない</p> <p>③地域の社会資源の活用</p> <p>④長期療養をしている子どもの自立や成長支援</p>	<p>①ホームページや市政だよりを活用し、各種支援サービスの啓発を図る。</p> <p>②要支援ケースにおけるコーディネート体制を充実する。</p> <p>③引き続き、患者家族に対して医療費の助成を行う。</p> <p>④慢性疾患児地域支援協議会により、医療機関、家族会、就労支援機関等と連携するとともに、地域の社会資源を活用し、課題を明確にしながら支援を実施していく。</p>
--	---	---

3 精神保健・医療施策の推進

精神保健福祉サービスの充実や相談支援体制を整えるとともに、高次脳機能障がいや発達障がいのある方への支援を行う。

主な実績 (H21-25)	課題等	今後の方向性 (H26-30)
<p>H24年度に「こころの健康センター」を開設し、こころの健康相談から精神医療にかかる相談・社会復帰相談等のさまざまな相談対応を実施（電話相談・来所相談・訪問相談、必要に診療）。</p> <p>また、関係機関への技術支援を行った。</p> <p>【H24年度実績】</p> <p>電話(実 1,658件) (延 3,082件)</p> <p>来所(実 535件) (延 1,129件)</p> <p>訪問(実 47件) (延 84件)</p>	<p>相談窓口の明確化やきめ細やかな支援、関係機関との連携などを充実させることが必要</p>	<p>引き続き相談体制の充実に努める。</p>
<p>H24年度に「発達障がい者支援センターみなわ」を設置し、発達障がいに関する相談・発達・就労支援及び普及啓発活動を実施した。</p> <p>【相談・支援件数実績】</p> <p>H24年度 1,703件</p>	<p>相談件数は設置当初の見込みを大きく上回っており、支援体制を検討する必要がある。</p>	<p>相談件数の増加が予想されるため、待機期間が長くないよう支援体制の検討を行っていく。</p>
<p>自殺対策緊急強化基金を活用し、関係機関による協議会や包括相談会、ゲートキーパー養成、自殺予防週間を活用した啓発事業等を実施した。</p>	<p>他都市に比べ、本市の自殺率は低い方であるものの、現に年間百数十人の命が自殺により絶たれている状況。</p>	<p>関係機関と連携しながら、引き続き自殺対策に取り組んでいく。</p>

第4章 すべての人にやさしく安全なまちづくり 【生活環境】

1 住環境の整備

障がい者が住み慣れた地域の中で自立生活を送ることができるよう、住まいの確保や民間住宅のバリアフリー化等の促進を図る。

主な実績 (H21-25)	課題等	今後の方向性 (H26-30)
不動産関係や福祉関係団体、NPO等と行政との協働・連携により、H23年7月に「居住支援協議会」を設立。 「あんしん住み替え相談窓口」を運営するとともに、障がい者世帯等が入居可能な賃貸住宅の登録を行い、総合的な住み替え相談への対応や住み替えの情報提供を行っている。	現在、協議会の運営資金は、国等の補助金が大半を占めているため、補助金に頼らない自立した運営に向けての体制づくりが必要である。	協議会の自立した運営のために体制づくりを行うとともに、相談窓口体制を充実する。

2 ユニバーサルデザインの推進

公共施設や公共交通機関等の整備にあたっては、ユニバーサルデザインを取り入れるとともに、計画段階からの障がい者の参画を推進する。

主な実績 (H21-25)	課題等	今後の方向性 (H26-30)
バリアフリー法に基づき、利用者の安全性・利便性に配慮した施設整備を行った。 【主な施設】 ・東区役所 ・西区役所 ・熊本市総合保健福祉センター ・こどもセンター	特になし	H25年6月に作成された熊本県公共施設整備ガイドラインに基づき、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備を推進する。

3 緊急時における障がい者への支援体制の整備

災害時に自力避難が困難な障がいのある人が安全に避難できるよう、地域の共助による緊急時の支援体制づくりを進める。

主な実績 (H21-25)	課題等	今後の方向性 (H26-30)
地域における避難支援体制を整えるため、「熊本市災害時要援護者避難支援制度」を実施した。 【登録者実績】()内はうち障がい者数 H21年度 5,533人(1,130人) ↓ H24年度 8,741人(1,425人)	災害時に避難支援を要する方々の更なる登録推進を図る必要がある。	・制度の周知に努める。 ・改正災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」の作成を速やかに進める。
事業所への実地指導の際、防災計画や避難訓練等の有無、消防確認を受けているかの確認を行っている。 また、補助金を活用したスプリンクラー整備を促進した。	新規指定事業所だけでなく、市に事業所指定権限が与えられる前に指定を受けている事業所についても、防災体制が整備されているか確認を行う必要がある。	事業所指定・更新時、実地指導時に防災体制が整備されているか確認を行っていく。

第5章 生涯にわたる教育等の支援体制 【教育・育成】

1 特別支援教育の推進

子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の実現を目指して、教育環境の整備等の充実を図る。

主な実績 (H21-25)	課題等	今後の方向性 (H26-30)
他の相談機関との連携強化を図るため、H24年度にあいばるくまもと内に「教育相談室」を移設し、相談体制の充実を図った。	相談内容が多様かつ専門化していることから、各分野の専門知識のある相談員の配置が必要。	各分野の専門性の高い相談員を適切に配置する。
各学校、幼稚園に特別支援教育コーディネーターを置くとともに、校内委員会を設置した。	学校全体で児童生徒を適切に支援するため、さらに校内委員会の活性化を図る。	特別支援教育コーディネーターや管理職を対象とした研修会の充実を図る。
教育活動において支援を要する幼稚園、小・中学校に対し、担任の補助となる学級支援員を派遣した。 平成25年度においては、支援員の増員を図り、90名を対応が必要な幼稚園・学校に配置。また、医療的ケアが必要な児童が在籍する小学校7校に看護師を配置した。 【支援員配置校数】 H21 59校 → H24 88校	学級支援員の配置を希望する学校等は年々増加しており、今後も適切に配置する必要がある。 また、看護師資格を持つ学級支援員の確保が困難な状況にある。	看護師資格を有する学級支援員を含め、今後も学校等の状況に応じて適切に学級支援員を配置する。
特別支援学級等に在籍する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学に係る経費の一部を補助している(所得制限あり)。 平成25年度は、対象者の見直しを図り、通常学級に在籍する学級教育法施行令第22条第3表の障害程度に該当する児童生徒についても新たに支給対象とした。	特になし	今後も国の基準に基づき実施する。

2 教育関係者への理解啓発の推進

障がいのある児童生徒に対して、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援ができるよう、教育関係者の資質の向上に取り組む。

主な実績 (H21-25)	課題等	今後の方向性 (H26-30)
・特別支援教育コーディネーター研修会を実施した。 ・すべての教員を対象とした初任者研修や10年目研修で特別支援教育の研修を実施した。 ・各学校が開催する研修会に、要望に応じて専門家を講師として派遣した。	専門家を招いての研修会の開催については、学校間の格差がある。	研修会等への専門家派遣については、効果的な活用方法等について周知を図る。

3 生涯学習の振興

障がい者の生涯学習活動を支援し、社会参加と相互理解の促進を図る。

主な実績 (H21-25)	課題等	今後の方向性 (H26-30)
グループや団体の依頼に応じて市職員等を派遣する「ふれあい出前講座」のメニューの中に、障がいに関する講座を設け、障がい者の学習活動の機会を提供するとともに、障がいのない人が障がいへの理解を深める機会としている。	社会情勢やニーズに対応したメニュー充実を図るとともに、これまでふれあい出前講座を利用したことがない人々へ利用を促進する必要がある。	メニュー充実を図るとともに、関係機関、関係団体と連携し、ふれあい出前講座の積極的な広報啓発に取り組む。 また、H25年度に発足した「障がい者サポーター制度」についてもふれあい出前講座のメニューに追加し、積極的にふれあい出前講座の実施活用を呼びかけることで、多くの人に障がいへの理解を促進していく。

第6章 自立と社会参加への条件整備 【雇用・就労・活動】

1 雇用の場の確保

障がい者雇用に対する企業意識の高揚を図り、障がい者の就労機会の拡大と職場環境の整備を促進する。

主な実績 (H21-25)	課題等	今後の方向性 (H26-30)
H25年10月に「熊本市障がい者就労・生活支援センター」を設置し、障がい者雇用に対する理解促進に取り組んでいる。また、その際には障がい者自立支援協議会就労部会で作成した「しごといく」を配布することで、さらなる理解促進を図る。	職場定着及び求人開拓は、緒についたばかりであり、更なる情報・ノウハウの蓄積が必要。	引き続き、事業主に対して障がい者雇用についての理解促進などに取り組んでいく。
熊本市役所における障がい者雇用の促進を図るため、身体障がい者を対象とした職員採用選考試験を実施し、職員を採用した。 また、知的障がい者及び精神障がい者を嘱託職員として雇用した(専門のジョブコーチによる支援を受けながら勤務を行っている)。 【身体障がい者採用実績】 H21年度～H25年度 毎年1名採用 【知的及び精神障がい採用実績】 H21年度～H23年度 知的・精神障がい者ともに2名ずつ H24年度・H25年度 知的・精神障がい者ともに3名ずつ	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく、障害者法定雇用率を達成していない。	障がい者雇用の促進を図るため、引き続き、障がい者の職員採用を行う。また、障がい者嘱託員雇用についても、人数増を検討していく。
H25年10月に「熊本市における障害者就労施設等からの物品等の調達推進を図るための方針」を策定し、障がい者就労施設等(障がい者多数雇用企業も含む)からの物品等の調達を推進を図る。 【平成24年度の障害者就労施設等からの物品等の調達実績額】 26,136千円	本市の調達は競争入札が原則であり、随意契約による調達推進が困難となっている。	随意契約や共同受注窓口の活用等の新たな調達推進方法について引き続き検討していく。

2 一般就労への移行と定着・継続への支援

サービス事業者や関係機関との連携のもと、障がい者の一般就労を促進するための各種サービスの充実を図るとともに、サービスから一般就労への移行及び定着支援に取り組む。

主な実績 (H21-25)	課題等	今後の方向性 (H26-30)
就労移行支援事業の実績については、事業所の新規指定の増加などによる利用者の増加により、熊本市障がい福祉計画の見込値(131人/月)を上回った。 【実利用者数(人/月)】 H21年度 106人 → H24年度 142人	障害福祉サービスのさらなる周知を行うとともに、相談支援事業所と連携しながらライフスタイルに応じた支給決定を行っていく必要がある。	説明会やホームページ等での障害福祉サービスの周知や、相談支援事業所と連携しながら、支給決定を行っていく。

<p>就労継続支援事業(A型)の利用者は増加傾向にあり、毎年熊本市障がい福祉計画の見込値を上回っている。事業所の新規指定の増加や、一般就労が難しい障がい者の需要が増えたことなどが要因と考えられる。</p> <p>【実利用者数(人/月)】 H21年度 284人 → H24年度 601人</p>	<p>障害福祉サービスのさらなる周知を行うとともに、相談支援事業所と連携しながらライフスタイルに応じた支給決定を行っていく必要がある。</p>	<p>説明会やホームページ等での障害福祉サービスの周知や、相談支援事業所と連携しながら、支給決定を行っていく。</p>
<p>障がい者の職場定着と継続就労支援を進めるため、H25年10月に「熊本市障がい者就労・生活支援センター」を設置し、支援の充実に取組んだ。</p>	<p>職場定着及び求人開拓は、緒についたばかりであり、更なる情報・ノウハウの蓄積が必要。</p>	<p>引き続き、同センターにて支援を行っていく。</p>

3 福祉的就労への支援

サービス事業者との連携のもと、一般就労が困難な障がい者に対する福祉的就労の場の確保を図る。

主な実績 (H21-25)	課題等	今後の方向性 (H26-30)
<p>就労継続支援事業(B型)については、新体系移行に伴い利用者は着実に増加しているものの、各年度とも熊本市障がい福祉計画の見込値を下回っている。事業所の新規指定が少なかったことや、翌年度にずれ込んだことなどが要因と考えられる。</p> <p>【実利用者数(人/月)】 H21年度 429人 → H24年度 784人</p>	<p>障害福祉サービスのさらなる周知を行うとともに、相談支援事業所と連携しながらライフスタイルに応じた支給決定を行っていく必要がある。</p>	<p>障害福祉サービスのさらなる周知を行うとともに、相談支援事業所と連携しながらライフスタイルに応じた支給決定を行っていく必要がある。 また、熊本市障がい福祉計画に基づいた事業所指定を行っていくことで、環境整備を図る。</p>
<p>地域における生産活動や創作的活動、交流活動等を行う場として「地域活動支援センター(Ⅲ型)事業」を行う事業所に対し、補助を実施した。</p> <p>【センター数】 H21年度 0箇所 → H25年度 2箇所 ※H22年度より2箇所に補助</p>	<p>NPO法人こまちの森については、センターまでの公共交通機関が整備されていないこともあり、利用者数が低迷している。</p>	<p>平成26年度については引き続き補助事業として実施する。 また、利用者数の増加に向けて、市民に対し、センター機能の周知を行う。</p>

4 障がい者の能力や特性に応じた雇用の促進

障がい者一人ひとりの能力を活かし、障がいの種類や特性に応じて効果的な就労ができるよう、多様な雇用形態の拡充を図る。

主な実績 (H21-25)	課題等	今後の方向性 (H26-30)
<p>H24年9月より社会復帰支援ピアサポーター(嘱託職員)4名を雇用し、精神障がい者が自らの経験を生かして相談や支援を行うピアカウンセリングへの当事者の参画に取り組んでいる。 また、H24年度・25年度ピアサポート講座を開催し精神障がい者のピアサポートの普及と活動支援に取り組んでいる。</p> <p>【ピアサポート相談】 H24年度 ・相談件数(延56件)、講話(7回) H25年度(H26.1末現在) ・相談件数(延116件)、講話(9回)</p> <p>【ピアサポート講座】 H24年度 3回 参加者 延116名 H25年度 3回 参加者 延104名</p> <p>【ピアサポートの集い】 H24年度 2回 参加者 延32名 H25年度 3回 参加者 延57名</p>	<p>雇用の場や活動の場の拡充が必要。</p>	<p>引き続き社会復帰支援ピアサポーターの雇用やピアサポートの普及と活動支援に取り組んでいく</p>

5 就労に関する相談・支援の充実

就労希望者に適切な求人情報の提供を行うとともに、就労相談への対応を充実し、求職活動への支援を行う。

主な実績 (H21-25)	課題等	今後の方向性 (H26-30)
H25年10月に「熊本市障がい者就労・生活支援センター」を設置し、障がい者と企業とのマッチングを開始。また、障がい者の円滑な就労のため、関係機関と連携を図っていく。	求人開拓が必要。	同センターを核として、着実に障がい者と企業とのマッチングを図るとともに、センターと関係機関と連携の強化を行っていく。

6 移動手段への支援

障がい者の社会参加促進を図るため、移動手段への支援を行う。

主な実績 (H21-25)	課題等	今後の方向性 (H26-30)
障がい者の外出を支援し、積極的な社会参加の促進を図るため、市内を運行する公共交通機関の運賃の割引、市の施設等を無料で利用することができる熊本市優待証「さくらカード①」の交付(販売)を行った。 また希望者に対し、「さくらカード①」の所持者が提示するだけで市内を運行するバス・電車に乗車することができる「おでかけパス券」の交付(販売)も行った。 【交付実績】 ○おでかけパス券 H21年度 4,625人 → H24年度 5,157人	他の移動手段の支援事業を含め、障がい者の移動手段の確保の観点から、効果的な事業のあり方について総合的な検討が必要。	H24年度に実施した「障がい者の移動手段の支援のあり方に関する実態調査」の結果等を踏まえ、他の事業を含めて総合的に検討していく。
重度の障がい者に、タクシー利用料金の一部を助成する利用券の交付を行った。 【交付実績】 H21年度 6,979人 → H24年度 7,638人	他の移動手段の支援事業を含め、障がい者の移動手段の確保の観点から、効果的な事業のあり方について総合的な検討が必要。	H24年度に実施した「障がい者の移動手段の支援のあり方に関する実態調査」の結果等を踏まえ、他の事業を含めて総合的に検討していく。

7 スポーツ・文化活動の促進

障がいのある人となない人が相互の理解を深めるとともに、障がい者自身の心身機能訓練、生きがいの創造、社会参加意欲の高揚等を図るため、障がい者のスポーツ・文化活動を促進する。

主な実績 (H21-25)	課題等	今後の方向性 (H26-30)
障がい者がスポーツ施設を利用する際の個人使用料を免除し、施設利用を促進した。	特になし	引き続き、使用料免除を実施する。
障がい者のスポーツ・文化活動の振興を目的に、熊本県障害者スポーツ・文化協会等への団体に助成を行った。	特になし	引き続き、各種障がい者団体等への助成を行う。
障がい者とその家族や地域住民が、スポーツや文化活動を通して交流と親睦を深めるため、次の取り組みを実施した。 ①熊本市障がい者大運動会の開催 ②熊本市障害者福祉センター希望荘にて「文化祭作品展」の開催	熊本市障がい者大運動会については、知的障がい者施設中心の大会となりつつある。	①参加申込みの周知先や協議内容等について、実行委員会にて検討する。 ②引き続き、各種障がい者団体への呼びかけ及び広報誌への掲載等により参加を促す。

第7章 情報提供の充実 【情報・コミュニケーション】

1 情報バリアフリーの推進

障がい者の社会参加や福祉サービスの利用に必要な情報が、適切な方法で確実に伝わるよう、情報提供の方法や内容を充実する。

主な実績 (H21-25)	課題等	今後の方向性 (H26-30)
障がい福祉の制度内容をわかりやすくまとめた「ふくしのしおり」(身体・知的・精神・発達障がい)を作成し、障害者手帳取得者や相談者、関係機関へ配布することで、さまざまな支援制度等についての情報提供を行った。	特に無し	毎年度、内容を見直し改訂を行う。 引き続き、必要な情報の提供に努める。
視覚障がい者に対して、市政に関する情報を伝えるため、点字版や音声版の広報誌(市政だより)を作成している。	点字・音声版の広報誌は認知度が低い状態	引き続き、視覚障がい者に対する情報発信と、情報の周知徹底に努める。
視覚障がい者に対して、市議会に関する情報を伝えるため、点字版や音声版の広報紙(熊本市議会だより「いちよう」)を作成している。 また、H24年4月、市議会HPをリニューアルした際に、色覚障がい者に配慮した背景色の選択を可能とした。	特に無し	視覚障がい者に対する情報発信と、情報の周知徹底に努める。
聴覚障がい者のコミュニケーションや社会参加を支援するため、「手話通訳奉仕員」、「要約筆記奉仕員」の養成を行ってきた。 H25年度に障害者総合支援法が施行されたことに伴い、より専門性の高い意思疎通支援者の養成及び派遣が求められたため、「要約筆記奉仕員」の養成を廃止し、加えて「手話通訳者」、「要約筆記者」、「盲ろう者通訳・介助員」の養成及び派遣を行うこととした。 加えて「朗読(音訳)奉仕員養成事業」も実施している。 【派遣実績】 ○手話通訳者等派遣事業 H21年度 1,515件 → H24年度 1,824件 ○要約筆記者等派遣事業 H21年度 300件 → H24年度 291件	障害者総合支援法の施行に伴い、より専門性の高い意思疎通支援者の養成が必要となったが、養成を行う指導者が不足している。	国が実施する指導者養成研修事業へ派遣し、指導者を養成する。